

いじめ対策指針

～いじめを許さない学校づくりに向けて～

平成27年4月

稚内市教育委員会

はじめに

子どもが自らの命を絶つということは、理由の如何を問わずあってはならないことであり、私達大人は、この事態を深刻に受け止めなければなりません。

いじめ問題への取組にあたっては、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである」という認識のもと、「いじめは、人間として決して許されない」という姿勢を子ども達に対して大人が毅然と示すことが重要です。

その上で、いじめの根絶を図るため、学校教育に携わる全ての関係者一人ひとりが、子どもの話にあたたかく耳を傾け、子どもの発する小さなサインを敏感に受け止める必要があります。

とりわけ、子どもが一日の多くの時間を過ごす学校にあっては、人の心の痛みを受け止め、他を思いやる心を育てる学級づくりをすることが大切です。

本市は、日本で最初に「子育て平和都市」を宣言したまちであるとともに、子育て運動発祥の地であります。「平和」とは命の尊さと安息の生活の追及以外の何ものでもありません。

これまで、いじめを許さない学校づくりに向けて、平成19年7月に「いじめ対策指針」を策定し、いじめ問題の根絶に向けて取り組みを進めてきましたが、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が制定され、「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成25年10月)が示されました。

また、「北海道いじめの防止等に関する条例」(平成26年4月)や「北海道いじめ防止基本方針」(平成26年8月)が策定されております。

この度、これまでの「いじめ対策指針」を踏襲しながら、これら「いじめ防止対策推進法」や「いじめの防止等のための基本的な方針」などを参酌しながら改正し、法第12条に規定する「地方いじめ防止基本方針」として位置づけるものです。

本書は、いじめ問題について、改めてその重要性を認識し、根絶に向けて徹底して取り組めるよう作成したものです。本書を十分活用していただき、子ども達が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送り、たくましく健やかに成長することを心から願っております。

平成27年4月

稚内市教育長 表 純 一

目 次

I いじめの定義・認識

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | いじめの定義 | 1 |
| 2 | いじめ問題に関する認識 | 1 |

II いじめに対する指導・対応

- | | | |
|---|-----------------------|----|
| 1 | 実効性のある指導体制の確立 | 3 |
| 2 | 適切な教育指導 | 3 |
| 3 | いじめ発見のポイント | 7 |
| 4 | いじめを受けた子どもへのケアと弾力的な対応 | 9 |
| 5 | 家庭・地域社会との連携 | 10 |

III 関係法令との関係

10

IV 連携体制・相談窓口

- | | | |
|---|------------------|----|
| 1 | いじめ等についての連携・相談窓口 | 11 |
|---|------------------|----|

I いじめの定義・認識

1 いじめの定義

(1) 定義

児童生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※インターネット上で悪口を書かれるなど、当該児童生徒が、そのことを知らず心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、適切な対応が必要である。

(2) 判断基準

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。

※「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

※この定義は、文部科学省がガイドラインとして示したものですが、いじめの実態は極めて巧妙、複雑で、見えにくいものとなっています。この定義にそのまま該当しない場合であっても放置することなく、人権・生命尊重の観点を基本に親身になって指導を行うことが重要です。

II いじめ問題に関する認識

(1) 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識に立つ

理由の如何を問わず、どんな社会であっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという認識に立ち、毅然とした態度で指導すること。いじめは子どもの成長にとって必要な場合があるといった「許容」は絶対に認められない。

また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。

(2) いじめられている子どもの心に寄り添った親身の指導を行う

子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発するサインをあらゆる機会を捉えて鋭敏に察するよう努めること。その際、いじめられているか否かの判断は、あくまでもいじめられている子どもの認識であるということを銘記し、表面的・形式的な判断で済ませることなく、いじめられている子どもに徹底して寄り添い、あたたかく耳を傾け、先ず真っ先にいじめられている子どもを救わなければならない。

また、いじている子どもについても、十分に事情を聞いて、その背景を洞察・分析して適切な指導・支援を行うこと。

加えて、いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こり得るという認識を持つことが大切である。

(3) 家庭教育が果たす役割

いじめ問題の解決、未然防止のためには、家庭教育も極めて重要な役割を担っている。先ずは家庭が子どもの健全な育ちに責任を持ち、いじめ問題の基本的な考え方を徹底する必要がある。そのためには、家庭の中での深い愛情や精神的支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話やふれあいを通して良好な人間関係の基盤づくりが求められる。併せて、善悪の判断などを身に付けさせることも重要である。

(4) 学校教育が果たす役割

一人ひとりの個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進する。人権教育、道徳教育を通してかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて、感性に働きかけるような指導が必要である。

また、自分の成長と家族の喜びの関係について、見つめ直す時間をより一層充実するよう指導する。

なお、学校（教職員）は、いじめの端緒を早期に発見し、正しく指導する責務を負う。自分のクラスや学校に、いつでもいじめが発生し得るという危機意識を持つこと。

(5) 家庭、学校、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要

いじめ問題の根絶に向けて関係者の全てが、子ども一人ひとりの豊かな成長への願いを共有し、それぞれの立場からその責務を果たすとともに、地域を挙げた取組みも必要である。

子育て運動の発祥の地である本市には、地域ぐるみの子育ての基盤が根付いており、それら活動との連携の充実を図るなど、可能な限り多様なネットワークをつくり、オール稚内での取組みの推進を図る。

Ⅱ いじめに対する指導・対応

1 実効性のある指導体制の確立

(1) 学校が組織として一丸となった対応

- ① いじめ問題は、その件数の多寡の問題以上に、いじめが生じた際に、いかに迅速に対応し、事態の悪化を防止し、真の解決に結びつけることができるかが重要であり、基本的な方針を定め、学校と教育委員会は相互の連絡・報告を密にしつつ、きめ細かな状況把握を行い、適切な対応に努めること。
- ② 各学校においては、校長のリーダーシップの下に、それぞれの教職員の役割分担と責任の明確化を図るとともに、密接な情報交換により共通認識に立ち、全教職員が一致協力して指導に取り組む実効性のある体制を確立すること。
- ③ いじめの訴え等を学級担任一人が抱え込むことはあってはならない。速やかに校長に報告等がなされるようにすること。
- ④ 校長、教頭、生徒指導主事等は、いじめの訴え等に基づき、学級担任等へ対応を指示し、または情報を伝達した場合は、その後の対応状況等を逐次報告を受けるなど、解決に至るまで適切にフォローすること。
- ⑤ 保護者や地域社会の人々からの情報を受けやすくし、これらの情報を全教職員で共有して教育活動にあたること。
- ⑥ 児童生徒のささいな変化を見逃さないよう努め、いじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、適切かつ迅速に対処すること。
そのため、平素から児童生徒及びその保護者が相談を行うことができる体制を整えること。
- ⑦ インターネットを通じて行われるいじめにも注意をはらい、ネットパトロールを行うなど、不適切なサイトや書き込み等をいち早く発見し、対処すること。
また、インターネットの流通性、匿名性やその他の特性を踏まえてインターネットを通じて行われるいじめの防止について啓発活動を行うことが重要である。

(2) 実践的な校内研修の実施

各学校は、いじめ問題について教職員の共通理解と指導力の向上を図るため、全職員の参加による事例研究やカウンセリング演習など、実践的内容による校内研修を積極的に実施すること。

2 適切な教育指導

(1) 全ての児童生徒への指導

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人ひとりの子どもに徹底させること。「いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない」という認識、また、「いじめを大人に伝えることは正しい行為である」という認識を子ども達に定着させること。
- ② いじめを受けている子どもや、いじめを告げたことによっていじめを受ける恐れがあると考えている子どもを徹底して守り通すということを、教職員が言葉と毅然とした態度で示すこと。特に、いじめを受けている場合は、そのことを自分の胸の中に止めて悩み抜いたりせず、友人、教職員、保護者に必ず相談するよう指導する（教室等に相談機関等を明示し、場合によってはその活用も説明する）こと。
ましてや、「自分を傷つけたり、死を選択することは絶対にあってはならない」ことをメッセージとして伝えること。
- ③ 学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼関係の醸成、生きることの素晴らしさや喜び、自分の成長と家族の喜びとの関係等について、子ども達が心から価値意識を感じるよう適切に指導すること。特に、ホームルーム活動、人権教育、道徳教育を通して、このような指導の充実を図ること。
また、奉仕活動、自然体験等の体験活動をはじめ、人間関係や生活経験を豊かなものとする教育活動を行うこと。
- ④ ホームルーム活動や児童（生徒）会活動などの場を活用して、子ども達自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、行動できるようになるよう、主体的に取り組む教育活動を行うこと。

(2) いじめる児童生徒への指導・措置

- ① いじめを行った子どもに対しては、「いじめは人間として絶対に許されない行為である」ことを認識させたいうえで、心理的な孤立感・疎外感を与えることのないようにするなど、一定の教育的な配慮の下に、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す非道な行為であることを気付かせ、他者の痛みを理解できるよう根気強く継続して指導すること。
- ② いじめを行う子どもに対しては、一定期間、校内においてほかの子ども達と異なる場所で特別な指導計画を立てて指導することが有効な場合もあることを留意すること。
さらに、いじめの状況が一定の限度を超え、いじめを受けている子どもを守る必要がある場合等やむを得ない場合は、いじめを行っている子どもに対し出席停止を講じたり、警察、児童相談所等適切な関係機関の協力を求め、厳しい対応策をとることも必要であること。特に、暴行や恐喝など犯罪行為に当たるような場合には、警察との連携を図ること。

- ③ やむを得ず上記②の措置を講ずる場合は、「稚内市子ども支援指針」に基づき必要な関係機関等の協力を得て、サポートチームを編成するなどし、その後の展望を持った支援・指導プログラムを作成し、順序を追って適切な指導を行うこと。
- また、教育委員会や保護者との間で、日ごろから十分な共通理解を持っておくこと。

(3) いじめを生まない、許さない学級経営等

- ① 個々の教職員がいじめ問題の重大性を正しく認識し、危機意識を持って取り組むこと。
- また、教職員の何気ない言動が子ども達に大きな影響力を持つことから、教職員による「無意識」のいじめに留意し、間違っても、教職員自身が子ども達を傷つけたり、いじめを助長したりするようなことがないようにすること。
- ② グループ内での子ども達の間関係の変化を踏まえて、学級経営やグループ指導のあり方について、不断の見直しや工夫改善を行うこと。
- ③ いじめが解決したと思われる場合でも、教職員の気付かないところで陰湿ないじめが続くケースも少なくないことを認識し、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行うこと。
- ④ 子ども達の話し相手や相談相手となるなどの環境づくりに努め、思いや願いの実現、問題解決と一緒に当たり、自己実現を図ることができるように工夫し、努力すること。

《いじめ問題の指導モデルと留意事項》

いじめへの対応はスピードが大切！ しかし、拙速な対応は事態を悪化させる！
 事実関係の把握は迅速かつ正確に！

※いじめを把握したら、速やかに教育委員会に報告し、連携を！！

No.	指導モデル		留意点	ポイント
①	情報収集 (その1)	発見した教職員が状況を報告、整理	★状況等を管理職及び生徒指導部長等に報告 ★できるだけ具体的に、事実を整理	【情報収集/①②】 ■関係する全ての教職員から情報収集 ■具体的事実を詳しく、時系列的に整理 ■具体的事実と周辺情報を区別 【事実確認/⑤⑦⑩】 ■個別に行う ■記録に残す ■必要に応じて自書させる ■子どもの力関係が影響すること等に配慮 ■威圧的態度をとらない 【指導方針の検討/②⑥⑧⑪】 ■事実確認を基に事実の確定 ■生徒指導部会等で指導方針を検討 ■教職員が情報を共有し、指導の進め方について、共通の認識を持つ 【保護者対応/④⑨⑫】 ■子どもの家庭での状況を丁寧に聞き取る ■事実確認で把握した状況を丁寧に説明 ■学校は「いじめを許さない」という強い決意を伝える ■学校の指導方針の説明 【特別指導/⑬】 ■いじめた子どもに対して、自らの行為を振り返らせ、いじめの問題点を理解させる ■いじめを受けた子どもの気持ちを理解させる ■いじめた子が自己存在感を持つことができる指導の実施 【人間関係の修復/⑭】 ■謝罪の場などを設定し、いじめられた側（子ども、保護者）の気持ち等をいじめた側へ伝えるとともに、より良い人間関係が構築できるよう支援 【学級に対する指導/⑮】 ■積極的生徒指導を推進 【指導後の状況把握/⑯】 ■日常の状況把握を積極的に行う
②	情報収集 (その2)	複数の教職員から情報を収集	★担任、副担任、教科担任、養護教諭、クラブ担当教員等から情報収集	
③	指導方法の検討 (その1)	生徒指導部会等の開催	★教職員からの情報を基に今後の対応方針を検討	
④	保護者対応 (その1)	いじめられた子どもの保護者への対応	★現時点での状況と今後の指導についての説明	
⑤	事実確認 (その1)	いじめられた子どもからの聞き取り	★時間、場所、状況等に配慮 ★徹底して守り通すという毅然とした態度を示す ★心情に寄り添い、具体的な事実と、思いを丁寧に聞き取る	
⑥	指導方法の検討 (その2)	生徒指導部会等の開催	★①、②の情報及び⑤の事実を基に、今後の対応及び指導方針を検討	
⑦	事実確認 (その2)	周囲の子どもたちからの聞き取り	★いじめられた子どもの状況、人間関係に十分配慮	
⑧	指導方法の検討 (その3)	生徒指導部会等の開催	★⑦を基に事実を整理	
⑨	保護者対応 (その2)	いじめられた子どもの保護者への対応	★いじめの状況、指導方針等の説明及び家庭の状況についての聞き取り	
⑩	事実確認 (その3)	いじめた子どもからの聞き取り	①、②、⑤、⑦、⑨の聞き取りを基に事実確認	
⑪	指導方法の検討 (その4)	生徒指導部会等の開催	★⑩を基に今後の対応及び指導方針を検討	
⑫	保護者対応 (その3)	いじめた子どもの保護者への説明	★確定した事実とともに、学校としての指導方針を説明	
		いじめられた子どもの保護者への対応	★学校の取組状況の説明と当該子どもの学校での様子を説明	
⑬	特別指導	いじめた子どもに対する、毅然とした指導	指導方針に従って指導	
⑭	人間関係の修復	謝罪の場等の設定	★いじめられた子どもの保護者と連携し意向を反映	
⑮	学級指導	いじめのない学級づくり	★当該子どもだけの問題と捉えることなく、周囲でいじめをはやし立て、見てみぬふりをした子どもの指導 ★いじめを許さない集団づくり	
⑯	指導後の状況把握	関係した子どもの状況把握	★関係した子どもとの面接、保護者との連携、授業での状況等の把握	

3 いじめ発見のポイント

いじめの問題を解決するためには、いじめの兆候にいち早く気づき、早期に対応する必要がある。学校や家庭で注意しておきたい「いじめのサイン」としては、次のようなものが挙げられる。

次のようなサインが見られたら、いじめが存在している可能性があり、きめ細かな注意を払って実態の把握を行う必要がある。

(1) 学校

□ 日常的な観察 (いじめを受けている子ども見取るポイント)

登校時から始業時

- 朝早く登校したり、遅く登校したりする。
- いつも一人で登下校したり、友達と登下校していても表情が暗い。
- 自分からあいさつしようとせず、友達からのあいさつや言葉かけもない。
- 元気がなく、顔色がすぐれない。
- 理由のはっきりしない遅刻・早退を繰り返し、欠席も目立つ。

授業・学級活動等の時間

- 授業が始まってから、一人遅れて教室に入ってくる。
- 体の不調を訴え、たびたび保健室やトイレに行く。
- 以前に比べて、声が小さい。ぼんやりしていることが多い。
- うつむきかげんで発言しなくなる。
- 学習意欲がなくなり、成績が急に下がり始める。
- 配布したプリントなどが届いていない。
- グループ活動の際、一人だけ外れている。
- ふざけた雰囲気の中で、係や委員等に選ばれる。
- 教科書・ノート等が紛失したり、落書きされたりする。
- 教職員が誉めると、周りの子どもがあざけたり、しらけたりする。
- 何人かの視線が特定の子どものみに集中したり、目配りなどのやりとりがある。
- 発言するとやじられたり、笑われたり、冷やかしの声があがったりする。
- 特定の子どもの作品が傷つけられていたり、放り投げられていたりする。
- 特定の子どもの指名されると、ニヤニヤする者がいる。
- 特定の子どもの持ち物に触れることを嫌がる者がいる。

休み時間

- 仲のよかったグループから外され、教室や図書室等で一人ポツンとしている。
- 一人で廊下や教室付近でうろうろしている。
- 用がないのに職員室で過ごすことが多い。

- 教職員にべたべた寄ってきて、触れるようにして話したりする。
- 保健室に行く回数が多くなり、教室に戻りたがらない。
- 友達と過ごしている表情が暗く、オドオドした様子が見られる。
- 遊びの中で笑いものにされたり、からかわれたり、命令されたりしている。
- 遊びの中で、いつも嫌な役をやらされている。
- 遊びで使った道具等の後始末をいつもやらされている。
- 周りの友達に異常なほど気遣いをしている。
- 特定の子どものそばを避けて通るなどの嫌がらせが見られる。

下校時

- 下校が早い。あるいは、用がないのにいつまでも学校に残っている。
- 玄関や校門付近で、不安そうな顔をしてオドオドしている。
- いつも友達のを荷物を持たされている。
- 靴や傘等が紛失する。

その他

- 給食（昼食）時間、机が微妙に離され、一人寂しく食べている。
- 給食のメニューによって、異常に盛り付けられたり、量を減らされたりしている。
- 清掃時間、いつもみんなが嫌がる仕事や場所が割り当てられている。
- 清掃時間、他の子どもから一人離れて掃除や後片付けをしている。
- 部活動をよく休むようになっていたり、急に辞めたいと言い出す。
- 集団活動や学校行事に参加することを渋る。
- 理由のはっきりしない衣服の汚れやケガなどが見られ、隠そうとする。
- 日記やノート等に、不安や悩みを感じる表現が見られる。

(2) 家庭

態度やしぐさ

- 家族との対話を避けるようになる。
- 受信した電子メールをこそこそ見たり、電話が鳴るとおびえたりする様子が見られる。
- 部屋に閉じこもり、考え事をしたり、家族とも食事をしたがらなかつたりする。
- 感情の起伏が激しくなり、動物や物等に八つ当たりする。
- 帰りが遅くなったり、理由を言わず外出したりする。
- 用事もないのに、朝早く家を出る。

学習

- 学習時間が減ったり、宿題や課題をしなくなったりする。
- 成績が低下する。

服装、身体・体調

- 衣服に汚れや破れが見られたり、手足や顔等にすり傷や打撲のあとがあったりする。
- 自分のものではない衣服（制服）を着ている。
- 学校に行きたくないと言い出したり、通学時間になると腹痛等身体の具合が悪くなったりする。
- 食欲不振、不眠を訴える。

持ち物、金品

- 家庭から品物、お金がなくなる。あるいは、用途のはっきりしないお金を欲しがる。
- 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きがある。
- 携帯電話を急に使用しなくなる。

交友関係

- 口数が少なくなり、学校や友達のことを話さなくなる。
- 無言等の不審な電話、発信者の特定できない電子メールがある。
- 急に友達が変わる。

4 いじめを受けた子どもへのケアと弾力的な対応

(1) 心のケア等

- ① 親身な教育相談を一層充実させるため、スクールカウンセラーや養護教諭、心の教室相談員等との連携を積極的に図ること。
- ② 教育相談にあたっては、生徒指導室とは別の場所で行ったり、心の教室の活用など相談するスペースが子どもにとって相談しやすい雰囲気になるよう工夫する。

(2) いじめを継続させないための弾力的な対応

- ① いじめを受けている子どもには、いじめの解決に向けての様々な取組を進めつつ、その子どもの立場に立って、適応指導教室の活用や緊急避難としての欠席を弾力的に認めること。
- ② いじめを受けている子ども、またはこれに関係する子どものグループ替えや座席替え、さらには学級替えも必要に応じて行うこと。
- ③ いじめを受けている子どもには、保護者の希望により、関係学校の校長など関係者の意見も十分に踏まえて、就学すべき学校の指定の変更や区域外就学を認める措置について配慮する必要があること。この場合、いじめにより子どもの心身の安全が脅かされる恐れがある場合は勿論、いじめから当該子どもを守るため必要があれば、いじめを受けている子どもの立場に立って、弾力的に対応すること。

- ④ 上記①から③の措置を講ずることについて、学校、教育委員会、保護者は、日ごろから十分な共通理解を図っておくこと。

5 家庭・地域社会との連携

- ① いじめ問題は、学校のみで解決することに固執してはならないこと。学校においていじめを把握した場合には、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図ること。保護者等からの訴えを受けた場合には、真剣に受け止め、その上で、関係者全員で取り組む姿勢が重要であること。
- ② 学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日ごろから、積極的に公表し、保護者等の理解や協力を求めるとともに、各家庭でのいじめに関する取組のための具体的な資料として役立ててもらえるような工夫が必要であること。
- ③ いじめ等に関して学校に寄せられた情報に対し、誠意を持って対応すること。また、いじめ問題に関し学校と保護者や学校評議員をはじめ、地域の代表者との意見交換の機会を設ける。特に、PTAとの連絡協議を密にすることにより、家庭・地域社会との連携を積極的に図る必要があること。
- ④ 実際にいじめが生じた場合には、個人情報の取扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行うことにより、保護者や地域住民の信頼を確保することが重要であり、事実を隠蔽するような対応は絶対に許されるものではないこと。

Ⅲ 関係法令との関係

本指針に定めるもののほか、「いじめ防止対策推進法」「いじめの防止等のための基本的な方針」「北海道いじめの防止等に関する条例」その他関係通知に従い、いじめの防止対策、早期発見等に努めるものとする。

IV 連携体制・相談窓口

1 いじめ等についての連携・相談窓口

相談機関等	電話番号	曜日・時間帯
稚内市教育委員会学校教育課	0162-23-6519	月～金(8:45～17:30)
稚内市教育委員会こども課	0162-23-6529	月～金(8:45～17:30)
稚内市教育相談所	0162-24-4402 0120-085-415	月～金(9:00～16:00)
稚内市学校適応指導教室「つばさ学級」	0162-24-4320	月～金(9:00～16:00)
北海道立教育研究所	0120-3882-56	毎日(24時間)
教育相談電話	0120-3882-86	月～金(10:00～17:00)
宗谷教育局(教育相談窓口)	0162-33-7630	月～金(8:45～17:30)
稚内保健所	0162-33-2510	月～金(8:45～17:30)
旭川地方法務局稚内支局	0162-33-1122	月～金(8:30～17:15)
北海道中央児童相談所 子ども相談電話	011-631-4152	月～土(9:00～21:00)
旭川児童相談所稚内分室	0162-24-1477	月～金(8:45～17:30)
旭川少年鑑別所(青少年心理相談室)	0166-31-5511	月～金(9:00～16:00)
北海道立精神福祉保健福祉センター こころの電話相談	0570-064-556	月～金(9:00～21:00) 土日祝日(10:00～16:00)
北海道警察旭川方面本部(少年サポートセンター)少年相談110番	0120-677-110	月～金(8:45～17:30)
稚内警察署	0162-24-0110	-